

今号の主な内容

- 2面 区民住宅・特定住宅入居者募集
平成29年度予算見積り概要をお知らせします
- 4・5面 区職員の給与・職員数の状況等
- 6面 学童クラブ 29年4月から利用するお子さんを募集
- 8面 新たな総合計画等の策定に向けてご意見をお寄せください



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

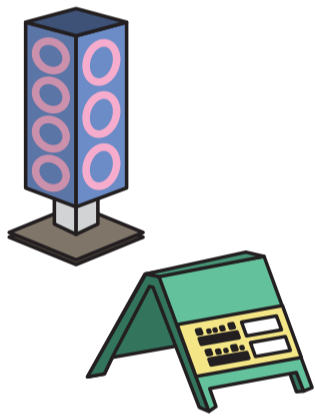
聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

12月1日
施行

誰もが安全に安心して歩けるまちに 新宿区路上等障害物による 通行の障害の防止に関する条例



路上に許可なく置かれた看板・商品陳列台などの路上等障害物は、歩行者や自転車がおつかってけがをするほか、緊急車両が通行できなくなるなどの恐れがあります。



- 公共の場所の適正な利用を阻害するもので、容易に移動させることができるもの
- 路上に置かれた看板
- 路上に置かれた商品陳列台
- 家の前などの路上に置かれた植木鉢やプランター など

条例で規定する 路上等障害物とは

区民の皆さんが公共の場所を快適に通行することができるようにするため、「新宿区路上等障害物による通行の障害の防止に関する条例」を制定し、12月1日(木)に施行します。

区では、これまでも、関係法令に基づき是正指導していますが、今後も条例に基づき、駅周辺や繁華街を中心に、地域の皆さんや警察・道路管理者と連携し、路上等障害物による通行の障害の防止に取り組みます。

皆さんも、通行の障害となる看板・商品陳列台などは道路に置かないでください。

【問合せ】交通対策課監察指導係(本庁舎7階) ☎(5227)33847・☎(3209)55955入。

路上等障害物を 設置・放置しないようにしよう

- ★路上等障害物を発見した時は、区が指導・勧告します
- ★繰り返される場合は、区が除去・一時保管します

指導 ↓ 勧告 ↓ 除去・一時保管



指導状況

路上等障害物の設置者へ除去するよう指導します



指導後

条例の目的

路上等障害物による通行の障害を防止するために、区長と区民の皆さんや事業者(店舗等)の責務を明らかにし、皆さんが公共の場所を快適に通行することができるようになります。

区長の責務

警察署や関係行政機関・地域団体と連携し、この条例の目的を達成するための施策を推進します。

区民等の責務

区民の皆さんや事業者(店舗等)は、路上等通行の障害となる看板や商品陳列台などを設置または放置してはいけません。

道路はきれいに使いましょう

不要な家具・電化製品等の不法投棄や、置き看板・商品陳列台の道路への掲出などの不正行為は、まちの美観を損ねるだけでなく、歩行者や車両の通行の妨げとなり、交通事故の原因になります。条例の目的である「快適に通行できる道路」を確保するためにも、一人一人がルールを守り、道路をきれいに使うように心掛けましょう。

指導

区長は、路上等障害物を設置・放置した者に対し、これを除去するよう指導できます。

勧告

区長は、指導を受けた者が路上等障害物を設置・放置しているときは、直ちに除去するよう勧告できます。

除去・一時保管

勧告を受けた者が路上等障害物を除去していないときは、区長はこれを除去し、一時保管する措置をとることができます。